

ASHIGIN WEALTH REPORT

ウェルス・レポート

2021.7.30

VOL. 4

お盆を前に、考えておきたいお墓のこと

お盆の時期は、里帰りやご先祖の供養のために親族が集まり、将来の相続やお墓のことを話し合う良い機会となります。今回はお墓の準備などについてお話しします。

1. はじめに

都市部への人口集中、核家族化、高齢化社会の進展などにより、お墓に対する考え方は以前とは変わりつつあります。お墓を用意する際には、どのようなお墓にするのか、いくら費用をかけるのか、誰が管理するのかなどに留意する必要があります。



2. 一般的なお墓の種類

① 一般墓

一般墓とは、家族や一族など家単位で承継していく伝統的なお墓をさします。いわゆる「お墓」と聞いたときに最初にイメージするのが「一般墓」です。霊園や寺院より墓地区画の永代使用権を購入したうえで、墓石を建立します。一般的に一番費用がかかりますが、伝統や形式、仏教における宗教観などを重んじる方が多く利用しています。納める遺骨の数に上限がなく、管理費を支払うことで永続的に利用することができます。

② 永代供養墓

永代供養墓とは、様々な理由でお墓参りに行けない遺族の方に代わって、霊園や寺院が永代に亘って遺骨を管理・供養してくれるお墓のことをいいます。子孫がお墓を承

継する必要がないため、身寄りのない方や子供のいない方の利用が多いです。また、墓地区画と墓石の用意がいらないため、お墓の費用を可能な限り抑えたいという方も多く利用しています。

③ 納骨堂

納骨堂とは、個人、夫婦といったさまざまな単位で遺骨を収蔵できる「納骨スペース」です。室内に設けられることが多く、遺骨を土に還さず「骨壺のまま収蔵する」点と、「ひとつの建物の中に沢山の納骨スペースを備えている」点が、従来のお墓との大きな違いとなります。お墓の承継者がいない方、子孫にお墓の管理負担をかけたくない方の利用が多いです。また、墓地区画と墓石の用意がならず、礼拝仏(仏像など)が共有となることが多いため、一般墓よりも費用が安く抑えられます。



足利銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

④ 樹木葬

樹木葬とは、墓石の代わりに樹木をシンボルとするお墓です。桜や紅葉、ハナミズキなどのシンボルツリーの周りに遺骨が埋葬されます。遺骨を埋葬するだけの小さなスペースで済むため、一般墓よりも費用が安く抑えられ、永代供養がなされます。自然志向の方、お墓の承継者がいない方の利用が多いです。

3. いつ購入するか？

お墓の購入時期は、生前か、相続発生後かの2通りが考えられます。生前に購入する場合には、自分の気に入ったお墓を購入することができ、また、相続税が発生する場合お墓は相続税が非課税となるため、節税にもなります。一方、相続発生後にお墓を購入し、相続税が発生する場合、相続税課税後の資産からお墓を購入することになり、生前にお墓を購入する場合に比べて、相続税の負担が大きくなります。



4. どう選ぶか？

前述のようなお墓の種類（一般墓、永代供養墓、納骨堂、樹木葬など）、場所、予算を決めます。お墓の費用としては一般的に永代使用権の購入費や墓石建立費の他に、管理料等がかかります。管理料の額や管理のしやすい場所かどうかなども検討事項になります。また、誰が管理をするのかを決めておくことも重要になります。

5. 手続きは？

お墓を利用するには、一般的に以下のような手続きが必要となります。

- ①死亡届を市区町村に提出します。
- ②市区町村に火葬許可証を発行してもらいます。
- ③火葬場に火葬許可証を提出します（返却されると埋葬許可証になります）。
- ④埋葬許可証（一般墓の場合は工事届も必要）を墓地の管理者に提出します。

6. 誰に管理を託す？

一般的には長男や長女が管理をすることが多いですが、お墓から自宅が近い子が管理することも考えられます。一方で、管理費用が毎年かかる、場所が遠いなどの理由で負担が大きい場合には、前述の永代供養墓や樹木葬を利用し、管理を寺院や霊園に任せることなどが考えられます。

7. 故郷にあるお墓の問題

故郷に自分が入るお墓はあっても、子孫が離れて暮らしている場合には、お墓の管理が大変になります。このような場合、今あるお墓を処分して永代供養墓や樹木葬などを利用するといった「墓じまい」や、管理しやすいように子孫の自宅の近くにお墓を移転する「改葬」をされる方が増えています。何れも、市区町村の許可証が必要になります。

以上のような最近のお墓事情を踏まえ、お盆の時期親族が集まった際に、将来のお墓のことを話し合ってみてはいかがでしょうか。

〈あしぎん〉では「相続」に関する各種ご相談を承っております。ぜひお気軽にご相談ください。

休日のご相談は
「休日ウェルスサロン」
をご利用ください

専門スタッフが
対応

完全予約制
専用相談ブース

休日に相談

相談無料

所在地 〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田 1-7-5 宇都宮西支店内(2F)

営業日 土曜日・日曜日 ■ 12月31日～1月3日とその連続する休日、5月3日～5日とその連続する休日は休業

ご予約時間 ①10:00～ ②13:00～ ③15:00～

完全予約制となっておりますので、事前にホームページよりご予約ください。

<https://ashikagabank.resv.jp/>



相続のほかにも
大切なおカネについて気になることは
〈あしぎん〉にご相談ください

iDeCo NISA 年金 保険の見直し
など

